

合併処理浄化槽設置工事補助金

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎(内) 363

公共用水域の水質保全のため、きれいな水にして自然に返すことができる家庭用合併処理浄化槽の設置工事費の一部を補助します。

- 1 清掃** たまった汚泥の引抜き(年1回以上)
 - 2 保守点検** 装置の調整・修理、消毒薬の補充(年3~4回)
 - 3 法定検査** 放流水の水質検査(年1回)
- 合併処理浄化槽は、設置後の維持管理が非常に大切です。これらを怠ると浄化槽の機能が低下し、放流水質の悪化を招きます。必ず専門の業者と契約して、適切な維持管理をお願いします。
- ※維持管理とは、法律で義務付けられている次の3点です。

補助額

■単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置替の場合

本体工事費補助

- 5人槽…39万2千円以内
- 7人槽…47万4千円以内
- 10人槽…60万8千円以内

既設槽撤去・処分費補助

- 2万円以内

■新築、増改築の場合

本体工事費補助

- 20万円以内

要件

- *家庭用の小型合併処理浄化槽(5~10人槽)の設置であること
- *平成29年3月15日までに事業を完了させること
- *公共下水道事業計画区域外、農業集落排水処理区域外であること
- *浄化槽工事着手前に申請すること
- 申請期間** 12月末まで

ただし、予算額に到達し次第、受付終了

*詳細はお問合せください。


浄化槽設置者へのお願い

合併処理浄化槽は、設置後の維持管理が非常に大切です。これらを怠ると浄化槽の機能が低下し、放流水質の悪化を招きます。必ず専門の業者と契約して、適切な維持管理をお願いします。

単独処理浄化槽の家は合併処理浄化槽の家の約8軒分の汚れを出しているんだ。

浄化槽については、環境省の浄化槽サイトに詳しく載っているよ。

H.Pは「環境省 浄化槽アニメ」で検索!アニメーションだから、親子で楽しく勉強できるよ。



ジャブくん

- 第2次小川町環境基本計画(案)**
- 町では、環境にかかる総合的な取組をまとめた「小川町環境基本計画」(平成14年10月策定)により、総合的かつ計画的な環境の保全と創造に関する施策を推進してきましたが、平成28年度からの新たな計画を策定するため、町民の方を対象としたアンケート調査や庁内策定会議、環境審議会による協議等を進めています。
- この度「第2次小川町環境基本計画(案)」がまとまりましたので、計画(案)に対する皆様のご意見等をお伺いします。
- 計画案の閲覧場所**
- 環境農林課(役場2階)、各公民館
 - いずれも開庁日、開館日にご覧ください。
- 意見等の提出方法**
- 「意見提出用紙」書式は、町H.Pからダウンロードできます。任意の用紙を使用する場合は、「計画案名、ご意見、住所、氏名、電話番号」を記入し、次のいずれかにより提出してください。
 - 電子メール
ogawa109@town.ogawa.saitama.jp
 - 郵送・ご持参 小川町役場 環境農林課 (〒355-0392 小川町大字大塚55)
 - ファクス 74-5315
- 3 閲覧及び提出期限** 6月30日(木) 必着
- その他**
- *個々の意見への直接回答は行いません。
 - *口頭、電話による意見提出は受け付けられません。
 - *寄せられた意見とそれに対する町の考え方については、後日、一括して公表します。
- 問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎(内) 165

募集しています!

総合戦略推進補助金活用事業

町では「小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標に次の4項目を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

総合戦略をさらに推進するため、この目標の達成に資する団体等の活動や事業には補助金を交付します。

- 1 町への新しい人の流れをつくる
- 2 町における安定した雇用を創出する
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 まちづくり・地域活性化を推進する

対象事業

総合戦略との整合が図られ、基本目標の達成に資する事業であり、特定の企業、団体、個人の利益を追求するための事業でないこと

【事業例】

- 移住に関するセミナー・イベント、子育てカフェの整備、地域観光資源を活かしたイベント等

補助額 対象経費の2分の1以内
(上限25万円)

申込み 7月29日(金)まで



※審査のうえ、補助金交付対象事業を決定します。

※小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、町H.Pでご覧いただけます。

詳細はお問合せください。

問合せ 政策推進課 地方創生担当 ☎(内) 214

町営住宅入居希望者定期募集

問合せ 都市政策課 開発建築担当 ☎(内) 254

町営住宅の入居については「申込登録制度」により実施しています。この制度は、入居を希望する方の申込みに基づき登録を行い、有効期限内に空家が発生した時に、登録順位に従い入居いただくもので、先着順ではありません。なお、登録の有効期限は平成29年8月31日です。

募集住宅

住宅名	所在地	戸数	空家	構造	建設年度	家賃(円)	間取り	備考
久保田	大塚 795-3	27	0	中層3階建	H 8	21,900 ~ 43,000	3DK	駐車場・共益費別
中耕地(2DK)	角山 432-4	12	2	中層3階建	H10	18,000 ~ 35,400	2DK	〃
〃(3DK)	〃	9	0	中層3階建	H10	21,800 ~ 42,800	3DK	〃
八幡台(簡耐)	増尾 211	5	0	簡易2階建	S50	11,700 ~ 22,200	3DK	風呂スペースのみ有汲取り便所
八幡東(2DK)	角山 273	4	0	木造2階建	H13	20,500 ~ 40,200	2DK	駐車場別
〃(3DK)	〃	4	0	木造2階建	H13	22,400 ~ 44,000	3DK	〃
木部	木部 282-3	10	3	簡易2階建	S50	10,800 ~ 21,300	2DK	風呂スペースのみ有汲取り便所
南里	増尾 458-1	18	0	中層3階建	H 7	21,100 ~ 42,200	3DK	駐車場・共益費別

※収入(所得)により家賃が異なります。 ※単身世帯は3DKタイプには申込みできません。
※申込用紙は都市政策課(役場2階)で配布します。

- 受付** 6月6日(月)~30日(木) *土・日を除く
- 資格** 次の要件をすべて満たしている方に限ります
- 1 小川町に住所または勤務先があり、町税等を滞納していない方
 - 2 申込み本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員ではないこと
 - 3 現に同居し、または同居しようとする親族(内縁関係、婚約者を含む)がいる方
ただし、次に該当する方等で、介護(介助、援助)なしで日常生活を営むことができる方は**単身**で申込みます。
*昭和31年4月1日以前に生まれた方 *4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
*戦傷病者手帳の交付を受けている方で第一款症以上の方 *5年経過していない引揚者
*被爆者の認定を受けている方 *生活保護受給者 *ハンセン病療養所等に入所していた方
*精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、みどりの手帳の交付を受けている方
*配偶者からの暴力の被害者
 - 4 現に住宅に困窮していることが明らかな方
 - 5 収入基準は、月額158,000円以下(障害・高齢等の世帯は214,000円以下)です。